

令和7年 春の交通安全県民運動 実施要綱

令和7年2月4日
福井県交通対策協議会

・第1・ 目 的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

・第2・ 期 間

- 令和7年4月6日(日)から15日(火)までの10日間
- 交通事故死ゼロを目指す日：令和7年4月10日(木)

・第3・ 主 唱

福井県交通対策協議会

・第4・ 実施機関・団体

福井県、福井県警察、福井県教育委員会、市町および福井県交通対策協議会の構成機関・団体

・第5・ 統 一 行 動 日

令和7年4月7日(月)

実施機関・団体が、交差点等の街頭において一斉に交通安全啓発活動および交通安全指導を行う日とする。

・第6・ 推 進 方 法

1. 実施機関・団体は、本運動の趣旨等について組織のすみずみまで浸透を図るとともに、具体的な実施計画を策定し、早期に推進体制を確立するものとする。
2. 実施機関・団体は、本運動が真に県民総ぐるみの運動として成果があがるよう、創意工夫を凝らした交通安全教育や街頭指導等の交通安全活動を実施するほか、各種広報媒体を積極的に活用した広報啓発活動により、県民の交通安全意識の高揚に努めるものとする。
なお、交通事故の悲惨さ等に関する広報を行う際には、交通事故被害者や被害者家族の心情に配慮すること。

・第7・ 運動の重点と取組み

1. こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
2. 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
3. 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

重点

1

こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる 道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

依然として通学路を始めとする道路においてこどもが危険にさらされており、こどもに限らず、交通事故死者数全体をみると、歩行者の割合が高く、歩行者側にも走行車両の直前・直後横断や横断歩道外横断等の法令違反が認められることから、歩行者に対し正しい横断を実践するなど、歩行者の安全確保を図る。

運転者は

- こどもと高齢者を見かけた時は十分な減速を行うとともに、側方を通過する際には十分な間隔を保持するなどスローダウンを推進する。

歩行者は

- 道路を横断する際は、横断歩道を渡る、信号は必ず守るなどの交通ルール遵守や、歩きスマホなどの危険な行為をしないなど、自らの安全を守る。
- 信号機のない横断歩道を横断する際、運転者に対して手を上げるなどして横断する意思を明確に伝えるとともに、停止してくれた運転者に対して会釈をする「横断アクション・ペコリン運動」を励行する。また、横断する際は、安全を確認してから横断を始め、横断の最後まで周囲の安全を確認する。
- 高齢者は、参加・体験・実践型の交通安全教室へ積極的に参加し、交通ルール・マナーの理解を深めるとともに、加齢等に伴う身体機能の変化を認識し、安全な行動をとるよう心がける。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者が認識しやすいよう明るい服装や反射材を着用する。

家庭・職場等では

- 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育を推進する。
- 通学路や未就学児の散歩コース等における見守り活動等を推進する。
- こどもや高齢者が外出する際には、交通ルールの遵守や反射材用品の利用などについて声かけを行う。

重点

2

歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶や シートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

歩行中の死亡事故の多くが道路横断中に発生し、横断歩道横断中の死亡事故では、自動車側の多くに横断歩行者妨害等の法令違反が認められる。また、飲酒運転等の悪質・危険な運転による事故が後を絶たないことや、高齢運転者による死亡事故の割合が高いこと、後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの適正使用率が低いことなどから、安全運転の意識向上を図る。

運転者は

- 運転中は、考え事をしながらの漫然運転や、スマートフォン等の操作や車載テレビを見ながらの脇見運転は絶対にせず、『運転に集中』する。
- 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転を心掛ける。
- 横断歩道等に歩行者等がいなかったことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行するとともに、歩行者が横断歩道を渡ろうとしている場合は、必ず一時停止をして、その通行を妨げないよう、横断歩道における歩行者優先を徹底する。



- 夕暮れ時には自動車の前照灯を早めに点灯するほか、夜間における「ハイビーム実践運動」の励行により、歩行者・自転車利用者との事故防止に努める。
- 飲酒運転の悪質性・危険性を理解し、飲酒後に急用が生じた場合であっても、酒気を帯びた状態で車両等（自転車を含む）を運転しない。
- いわゆる「あおり運転」は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為であり、絶対にしない。
- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用を徹底する。
- 原動機付自転車やバイク等の二輪車を運転する際は、その特性を認識するとともに、事故時の被害軽減のため、ヘルメットやプロテクター等を着用する。



高齢運転者は

- 参加・体験・実践型の交通安全教室へ積極的に参加し、交通ルール・マナーの理解を深めるとともに、加齢等に伴う身体機能の変化を認識し、その能力に応じた運転を心がける。
- 自動ブレーキおよびペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）等の利用を検討する。
- 運転に不安を感じるようになったときは、運転免許の自主返納について検討する。
- 運転免許の自主返納に踏み切れない高齢運転者は、サポートカー限定免許への切り替えや、自らが運転時間帯や場所等を限定して安全運転を続ける「限定運転」に積極的に取り組む。



家庭・職場等では

- 高齢運転者に対し、運転免許の自主返納の呼びかけや高齢免許返納者サポート制度などの各種支援施策、安全運転相談窓口の周知を図る。
- 高速乗合バス、貸切バスおよびタクシー等の事業者は、全ての座席におけるシートベルトの着用を徹底するための広報啓発を強化する。
- 飲食店等における運転者への酒類提供の禁止や、飲酒した客へのタクシーや自動車運転代行等の利用の働きかけ、「ハンドルキーパー運動^(※)」を推進する。
- 自動車を使用する事業所等は、点呼時にアルコール検知器等による検査を励行し、業務中の飲酒運転根絶に努める。

(※)ハンドルキーパー運動

自動車仲間と飲食店などへいく場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動



重点

3

自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

自転車乗用中の死者の多くが頭部に致命傷を負っているほか、自転車乗用中におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高い。さらに、自転車乗用中の死者の多くに法令違反が認められることに加えて、道路交通法の一部を改正する法律の施行により、自転車運転中のながらスマホの禁止や酒気帯び運転に対する罰則が強化され、令和6年11月1日から施行されている。また、特定小型原動機付自転車の利用者には交通ルールを理解した上で安全に利用することが求められるなど、自転車、特定小型原動機付自転車の利用者に対するヘルメットの着用や交通ルール・マナーの周知を徹底する。

自転車利用者等は

- ヘルメット・反射材を着用する。
- 左側通行を徹底するとともに、二人乗り、並進、飲酒運転、夜間の無灯火走行、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等をしていないといった交通ルール・マナーを遵守する。
- 自転車の安全を確保するため、ブレーキ、タイヤ、尾灯等の定期的な点検整備を行う。
- 自転車事故被害者の救済に資するため、自転車保険等に加入する。未成年の場合は、保護者が加入する。
- 特定小型原動機付自転車を利用する際は、交通ルールを遵守し、ヘルメットを着用する。



《自転車保険等》

区分		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車保険	個人賠償責任保険と傷害保険のセット商品
	自動車保険の特約	自動車保険の特約に個人賠償責任保険が付帯
	火災保険の特約	火災保険の特約に個人賠償責任保険が付帯
	傷害保険の特約	傷害保険の特約に個人賠償責任保険が付帯
団体保険	会社等の団体保険	団体構成員向け保険に個人賠償責任保険が付帯
	PTAの保険	福井県PTA連合会の「小中学生総合補償制度」や福井県高等学校PTA連合会の「高校生総合補償制度」などに個人賠償責任保険が付帯
共済		全労済、県民共済、CO・OP共済などに個人賠償責任保険が付帯
クレジットカードの付帯保険		クレジットカードに個人賠償責任保険が付帯
TSマーク付帯保険		点検整備された自転車の車体に付帯する保険であり、点検整備から1年間有効

家庭・職場等では

- 自転車の安全で適正な利用に関する教育および啓発を行う。
- 保護者は、監護する児童等（中学生以下）が自転車を利用する際は、ヘルメットを着用させる。
- 高齢者がいる家族は、高齢者の自転車利用に際し、ヘルメットの着用や夜間の利用を控える等の必要な助言を行う。
- 事業者は、自転車を事業で利用するときは、当該利用に係る自転車保険等に加入する。
- 事業者は、自転車を利用して通勤する従業員に対し、保険証書等の直接的な確認等により、自転車保険等に加入していることを確認する。
- 事業者は、事業で利用する自転車について、定期的に点検および整備を行う。
- 自転車貸付事業者は、レンタル用の自転車に関し、自転車保険等に加入する。

自転車安全利用五則

(令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認

- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

